

【工学研究科修士（博士前期）課程 学位論文（修士論文）審査基準】

1) 修士論文が満たすべき水準

- ・当該専攻分野における一定の専門的知識及び技術に基づいた研究を行っていること。
- ・研究課題の設定、目的の明確化、適切な研究手法の選定及び遂行がなされていること。
- ・論理的整合性をもって研究成果がまとめられていること。
- ・得られた成果に一定の新規性または応用可能性が認められること。
- ・学術的な論文としての体裁（文章表現、構成、引用等）が整っていること。

2) 審査委員の体制

- ・工学研究科委員会は、指導教員1名を含む2名以上の審査委員を定める。
- ・審査委員の過半数は専任教員とする。
- ・工学研究科委員会において審査のために必要と認めるときは、外部評価者を含めることができる。

3) 審査方法

- ・各専攻において、提出された論文の内容を精査して評価するとともに、筆記試験または口頭試問（最終発表会を含む）による最終試験を実施する。
- ・論文審査および最終試験は、在学期間中に行う。

4) 審査項目

- ・課題設定と目的の明確さ
- ・研究手法の妥当性と適用
- ・データ・結果の信頼性と妥当な解釈
- ・論理的な構成と論述力
- ・研究成果の新規性・応用性
- ・発表・説明能力及び質疑応答への対応

【工学研究科博士後期課程 学位論文（博士論文）審査基準】

1) 博士論文が満たすべき水準

- ・当該専攻分野において独創性・新規性のある研究成果を示していること。
- ・高度な専門知識と体系的な理解に基づいて研究課題を設定し、独自の研究手法または理論を適切に用いていること。
- ・国際的な学術的水準に照らしても通用する研究成果であること。
- ・学会発表や査読付き学術誌における論文発表などにより、一定の学術的評価を受けていること。
- ・学術論文としての構成・論述が整っており、他者に理解・評価されうる水準で記述されていること。

2) 審査委員の体制

- ・工学研究科委員会は、その構成員の中より論文審査のため3名以上の審査委員を定める。
- ・工学研究科委員会において審査のため必要と認めるときは、前項の審査委員以外に准教授、講師、助教または他の大学院、研究所等の教員を審査委員に加えることができる。
- ・審査委員は論文審査委員会を組織する。

3) 審査方法

- ・提出された博士論文の内容を精査して評価するとともに、口頭試問（博士論文公聴会を含む）による最終試験を実施する。
- ・論文審査および最終試験は、博士論文等を受理した後、1年以内に行う。

4) 審査項目

- ・研究課題の独創性と意義
- ・研究手法の高度さ及び適切性
- ・得られた成果の新規性・信頼性・普遍性
- ・学術的貢献度（国内外の学術誌等での発表状況を含む）
- ・論文の構成・記述の明快さ
- ・学術的議論に対する理解力・対応力
- ・倫理的観点の遵守（研究倫理・データ管理・引用等）